

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市規則第34号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条」を「第33条」に改める。

第2条中「第27条」を「第31条」に改め、同条第3号中「第14条」を「第18条」に改める。

第3条中「第15条第3項」を「第19条第3項」に改める。

第4条中「第26条」を「第30条」に改める。

第5条第1項中「第29条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第29条第1項第2号」を「第33条第1項第2号」に改める。

第6条第1項中「第29条第2項」を「第33条第2項」に改め、同条第2項中「第29条第2項ただし書」を「第33条第2項ただし書」に改め、同条第3項中「第29条第2項」を「第33条第2項」に改める。

第7条中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第8条中「交付を」の次に「市長に」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（減免の取消し）

第9条 市長は、第6条第3項の規定により減免の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者の減免を取り消し、及び減免となった額を当該者に対し賦課するものとする。

(1) 条例第33条第1項第2号に規定する減免を受けた理由が消滅した旨の申告をしなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により条例第33条第2項の規定による申請を行ったと認められるとき。

附則第3項第1号中「（令和7年度）」を「（令和8年度）」に、「令和4年度分から令和7年度分」を「令和5年度分から令和8年度分」に、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を

「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成26年度」を「平成26年中」に改め、「令和4年度分であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額及び」を削り、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第3号中「平成27年度」を「平成27年中」に、「令和4年度分から令和5年度分まで」を「令和5年度分」に、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第4号中「平成28年度」を「平成28年中」に、「令和4年度分から令和6年度分まで」を「令和5年度分及び令和6年度分」に、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第6号から第8号までを削り、同項第5号中「平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに」を削り、「令和4年度分から令和7年度分」を「令和5年度分から令和8年度分」に、「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 平成29年中に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域である場合（上位所得層の場合を除く。） 令和5年度分から令和7年度分までであって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額及び令和8年度分であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、100分の50に相当する額

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。